

横浜家庭裁判所委員会（11月17日）議事概要

第1 開催概要

1 日時

平成18年11月17日（金）午後1時30分～

2 場所

横浜家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

石川恵美子，稲田龍樹，上田邦彦，大久保博，岡崎勲，輿石英雄，近藤文子，坂本由喜子
平松雄造，山上晃，山崎行雄

（説明者等）

大野方己，高橋昭夫，高橋幹男，伊藤光徳

（事務局）

三浦紀内，宇留川千秋，七尾聡，樋口博一，吉田勝行，平田明

4 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 協議テーマ

「少年事件における被害者配慮制度について」

第2 裁判所からの説明等

1 少年事件手続説明ビデオの上映

2 少年事件における被害者配慮制度の概要について

近藤部総括裁判官から別紙第1のとおり説明

3 少年事件における被害者配慮制度の運用状況等について

配布資料に基づき説明

4 少年事件における被害者調査について

家庭裁判所調査官から別紙第2のとおり説明

第3 意見交換（：委員長，：委員，：事務局，：その他）

被害者配慮制度の利用というのは，重大事件に集中しているのですか。

被害者からの閲覧謄写は，業務上過失致傷や傷害等の身体に対する加害行為の被害者が多いようです。

なお，閲覧謄写の対象範囲ですが，法律記録の非行事実に関する部分に限られています。これには，少年の犯した犯罪事実そのものだけでなく，犯行の動機や態様，その他犯罪に密接に関連する事実なども含みます。しかし，少年の身上が記載された供述調書，戸籍謄本などの身上関係書類は，少年のプライバシーを保護するために除かれます。また，少年の家庭

環境や生育歴などが記載されている少年調査記録も閲覧膳写の対象から除かれています。

少年事件に携わってきた個人的な感覚になりますが、重大事件の被害者は、審判終了の期間までに何かをするという気持ちになれないようで、意見陳述の申出も余り出てきません。

しかし、全く申出がないわけではなく、管内支部から回付された集団暴行事件、これは後輩に殴る蹴る等の暴行を加えて、意識不明の重傷を負わせた傷害事件ですが、被害者調査をした段階で、初めてそういう気持ちになって意見陳述をしたという事例もあります。これは、審判期日において少年の面前で被害少年の両親が意見陳述を行いました。

少年の前だと、被害者にとっては怖いという気持ちになるのではありませんか。それでは被害者に対する配慮になっていないのではないですか。

少年の前でやる、これは審判期日で行うということですが、少年の前でやるかどうかは、被害者の希望を伺ってから決めるので、そのような心配はないです。

裁判官に対する意見陳述も審判期日で行う場合と期日外で行う場合がありますし、また、家庭裁判所調査官に対する意見陳述もあります。

被害者によっては、審判期日で保護者の前で少年の顔を見てやりたいという方もいます。先ほど紹介した集団暴行事件もそうでした。少年が4人いたので、被害者が4回陳述するのは大変なことから、4人の審判を意見陳述のためだけに併合して一緒に行ったわけですが、出席にあたっては被害者の他に付添人や保護者の都合もあるので期日の調整が大変でした。

そういう希望もあるのですか。

あります。この事例は、被害者の怒りを生の形で述べていただいたので少年らの方に相当の衝撃がありました。

話が逸れるかも知れませんが、先ほど家庭裁判所調査官から被害者調査の話がありましたが、時間的、人為的な制限はあるかもしれませんが、事件の内容によっては、効果的ではないかと思います。

以前学校内で暴力事件があって、学校では被害弁償とかの仲裁はできないということで、私が入ってくれないか頼まれたことがあります。双方生活保護を受けている家庭だったので、親を説得して何とか分割で話がまとまり弁済まで至ったという事例ですが、被害者には加害者の気持ちを、加害者には被害者の心情などを切々と話して、それをどの程度理解してもらえるかだろうと思います。このような話し合いの中で、加害者の方もやはりこれは良くないということを真剣に考えるようになります。

先ほどの裁判所からの話にもありましたが、被害者からいろいろ聞くにしてもやはり細かい配慮が必要になると思います。

少年審判手続の感銘力は、刑事裁判に比べ子供たちに与える影響が非常に直接的な感じがします。この点はいかがでしょうか。

少年審判は、司法的機能と教育的機能があるわけですが、審判廷は、教育の場という意味合いもあります。裁判官、家庭裁判所調査官、そこに立ち会った人たちが皆そういう思いで、

被害者に対する償いはどうするのか、場合によっては、被害者は一生心に傷を負っていることもあり、君はどうしたらいいのかというかたちで内省を深めさせることが大切だと思ってやっています。償いについて考えることが大切で、それが再非行防止のためにも役立つことになります。

少年によっては、自分は加害者だけ処分を受けたんだからもうそれでいいんだみたいな部分が往々にしてありますが、審判の段階で一人ひとりに説諭していただき、家庭裁判所調査官にもこういった点について触れていただきたい。

少年鑑別所へ少年の面会に行くと、被害者に対してどう思っているのかと聞いても、返事が戻ってきません。今の子供たちは、被害者の苦しみとか恐怖感とか、そういったものに対する想像力は非常に薄れているように感じます。

そういう意味では、被害者調査によって得られた被害者の感情を伝えることは少年の内省を深める上で非常に良い制度だと思います。

被害者の意見陳述は、少年の更生に役立つということですが、被害者の中にはそんなことはどうでもよくて、被害者の意見を聞いてそれに沿った処遇をしてくれという方もいます。その点はどのように考えているのでしょうか。

基本的には、被害者が求める処分をするということはありません。ただ意見は意見としては尊重はいたします。裁判官は、いろいろな事実に基づいて処分を決めていますが、意見陳述により被害者の心情部分を知り、意見を聞くということは、裁判官にとってもいいことだと思っています。

弁護士は付添人として活動するわけですが、被害者への謝罪が大切な仕事になります。まず被害者に電話するわけですが、そうすると「どうしてうちを知っているのですか。」と聞いてきます。自分のうちを知っているということは、少年が施設を出てきたら来るのではないかとすごく怖がるわけです。だから、そういうことはないとまず説明し、訪ねてきた理由を話すわけですが、このような被害者とのやりとりを少年に伝えると、少年は、初めてびっくりします。「あなたは、早く鑑別所を出て試験を受けないと落第しちゃうなんて言っているけれど、被害者の子は、あなたにカツアゲされて遅くまで調書を取られて次の日の試験がショックで赤点を取ってしまって、どうしてくれるんだ。」という生の声を少年に聞かせるのです。自分のことより相手のことを考えなさいと。そのときになって初めて、自分がやったことの重大性に気が付くことは沢山あります。

家庭裁判所調査官による被害者調査は、重大事件しか行えないのかもしれませんが、本当はそういう生の声を知らないとな人の傷みを理解できないのではないのでしょうか。そこで初めて自分自身と向き合うことができ、自分が何をすべきかを考えるようになる。ですから被害者調査を是非充実してほしいと思います。

不法行為による損害賠償を請求する場合など、被害者から閲覧謄写ができるようになったのは非常に助かります。ただ、警察作成の調書は一般の人には非常にインパクトが強くカッ

となったりすることもあるので、依頼者に見せるときは、見せていいかどうか、話していいかどうかをよく考えないと駄目ですね。これは私たち弁護士の力量が問われることです。

審判の結果だけは被害者の方みなさんが知りたがります。被害者にもいろいろいますが、全部知りたいという方もいて、どこまで知らせるかはなかなか難しいところです。

運用次第ではすごく良い制度なので家裁の方には頑張ってくださいと思います。

少年法の健全育成、教育、保護の精神は非常に大事ですし、社会としてもそういう扱いをしていかなければいけないと思いますが、被害者から見ればたまたま加害者が少年であったがゆえに、自分の思いも審判の場で話す機会がなく、非常に制約されて扱われてきました。だから、社会的な情勢の変化もあってバランスを取る意味で法改正がされました。

せっかく法改正されたのに、それをきちんと運用できる環境ができていない、そういう意識が司法関係者の中に十分定着していないのではないかと。従来と同じように、少年は保護していかないと行けない、社会の犯罪なんだという考え、被害者には「やったのは少年なんだからちょっと我慢してよ」というようなところがどこかに残っているのではないかと。それが被害者からすればストレスになります。相手が少年であろうが成人であろうが被害者にとっては同じなんだという思いは強いと思います。

それから、被害者の話を聞くと、事実を正確に知りたいけれど情報が入りにくく、どうしてこういう犯罪を起こしたのか、被害者にならなければならない必然性はどこにあったのかわからない。非公開というのはある程度理解できますが、とりあえずここまでという感じで、非常に制限されています。少なくとも被害者に対してはもっと情報を公開し、被害者がもっと審判の場に出て自分の思いを話し、少年の気持ちも直接聞けるような、もっと被害者への配慮を広げて行ってもよいのではないかと思います。まだまだ、弊害があるのでしょうか。

検察官の立場で何か意見はありますか。

厳罰という点、もう一つは被害者への配慮でよろしいでしょうか。

横浜の統計によると、16歳未満の検察官送致件数ですが、そもそも検察官の方では検察官送致の意見を付けて送致した件数が何件であるかというのがわかりません。16歳未満で検察官送致になるのはよほど社会に注目を集めた重大事件だと思いますが、凶悪化しているといっても16歳未満でそこまでの事件というのはそんなに頻繁に起きていないと思います。

20条2項該当事件、これが実際に検察官に逆送になった事件ですが、23件中9件ということで、平成13年は母数が若干多いようですが、他は分母が4件とかで、これは数値的に50%を切っているからどうなのかということは、あまり言えないのではないのでしょうか。

裁定合議事件ですが、そもそも事案の内容を解明するのに複雑な事件というのは、やはりそれほど多くないのではないかと。これは、例えば、山形マット死事件とかで、民事裁判と少年審判の結論が違ったとかということもあって、やはりきちんと審判をしていただくという

ことが背景にあったのではないのでしょうか。少年事件自体が難しくなっており、そもそも非行事実が問題になることもありますので、検察庁でも、社会の注目を集めるような事件であればどんな小さな庁でもそれなりの態勢を整えてやっています。

検察官関与の申出については、関与を半数程度認められればという感じで申し出ています。

この前、岸和田の学校での事件だったと思いますが、検察官に逆送になって、検察官は無期を求刑し、弁護人は保護が相当だからもう一度家裁へという意見でしたが、判決は有期で10数年でした。昔の感覚で言えば、少年であっても相当重い量刑になっていると思います。

被害者への配慮という点については、法務省の方でも、制度として、一般の事件でも被害者通知をやっていて、刑事事件での意見陳述ということもやっています。ただ、この制度ができる前から、私は、例えば業務上過失致死だけでも、起訴ができない事件や罰金にしかできない事件は必ず遺族の方に説明していました。

被害者が一番不満なのは、被告人が証人尋問できるのに、なぜ自分ができないのかということ。まだ制度ができる前は、聞きたいことを紙に書いてまとめて来るようお願いし、聞くことが許されない内容もあるので、これは私が聞きますというようにやったりしてきましたが、もう個人のレベルに任せておけないという時代になってきて、今は制度化されているわけですが、制度ができていても、被害者や遺族の方からときどき不満や苦情が来ます。器を作ったけれども魂を入れていないところがあるということは、いつも反省しなければなりません。

被害者からの記録の謄写についても、不起訴になった記録とか裁判所に出す前の記録は、刑事訴訟法の制限があって、原則非公開となっているので、見せられないものが多かったのです。開示はかなり進みましたが、それでも関係者の方からすれば不満が多いのではないのでしょうか。このように、成人事件は、公開の法廷で行われ、そこに出されたものは基本的に見せていいことになっていますが、少年事件は、審判自体が非公開なので厳しいと思います。

まとめて言えば、少年の処罰は、かなり厳しくなっていると思います。被害者への配慮は、歩みは遅いかもしれませんが、少しずつ進んでいるという理解でいます。

ご承知のように、身柄事件は家裁が事件を受理してから審判までの期間が4週間ですが、その間に被害者に制度の情報を知らせて、申出を受けてから実施するというのは大変難しいことです。そこで身柄事件だけでも、取調べの際に意見陳述の申出ができる旨伝えていただくとか、裁判所のパンフレットを渡していただくとか、既に意見陳述の意向を示しているような場合には、検察庁からの送致記録のどこかにその旨を記載していただくと大変よいと思います。

成人の事件であれば、公判引継書に被害者に対して特別な配慮が必要か否か、被害者通知、意見陳述の希望の有無を必ず書くことになっています。少年事件の扱いについては、少年事件担当の検事に確認しないとわかりませんが、もし可能ということであれば、何らかの方法で連絡できないかと伝えておきます。

誤解があるといけないので補足しますが、原則、検察官送致相当のいわゆる重大事件も随分担当しましたが、私の経験では、被害者からの意見陳述の申出は1件もありませんでした。先ほどお話したように被害者はとてもそういう状況ではなくて、裁判所には来ないということで、家庭裁判所調査官が被害者調査に出向いて、その際に家庭裁判所調査官に話をするといった状況です。少年事件は短期間に終わってしまい何もものが言えないということを被害者団体の方からも聞きますが、短期間で終わることは、法の構造上、やむを得ないことです。情報の告知を、特に身柄事件は、早い段階でこういう制度が使えるということを伝える必要があると考えておりまして、そこで、被害者に対して事件を受理したことや制度の内容を通知することに取り組んでいます。

(別紙第1)

【少年法の教育主義と非公開性】

少年法は、第1条に「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」ことを目的とすると定め、「少年の健全育成」という教育目標を掲げています。これは、少年は一般に精神的に未熟で、不安定で環境の影響を受けやすく、非行を犯したとしても、深い犯罪性に根ざすものではないことが多く、成人の犯罪者と同様に刑罰によって責任を追及するのは妥当でないということと、少年は人格の発達途上にあり、教育可能性に富んでいますから、教育的手段によって改善、更生を図る方が効果的であり、刑事政策的にも常習犯罪人を作らないという究極の目的に適うものであると考えられているからであります。なお、少年法20条2項が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件について検察官送致を原則とする旨定めていますが、これはこのような重大事件は教育的手段による処遇を適当としない場合が多いことを考慮したもので、教育主義の考え方と矛盾するものではありません。

家庭裁判所の特色として手続の非公開性がありますが、家事事件だけではなく、少年事件も、秘密の保持が少年の更生や社会復帰のために必要であるため、非公開とされています。

【これまでの犯罪被害者と少年法改正】

少年審判が公開されないことから、少年犯罪の被害者から、少年審判についても成人の刑事手続と同様に記録を閲覧・謄写したい、あるいは裁判所に対し意見を申述したいとの要望が寄せられていたことや、平成9年に発生した神戸市の中学生による小学生殺人事件で被害者や遺族に対する法的な考慮がされていないということが明らかになったことから、平成12年の少年法改正の際、少年事件においても、被害者に配慮するために、被害者等が希望すれば記録の閲覧や謄写ができること、被害者等の申出により裁判所が被害者等の意見の聴取をすること、被害者等に対して審判結果等を通知することの被害者配慮制度が設けられました。

被害者は、長い間、国家からも法制度からも忘れられた存在であったと言われていましたが、確かに、被害者の存在は、加害者に対する刑事責任を問うための証拠方法の一つにすぎず、自らその被害に対する積極的な発言を求める機会は、法律上与えられていませんでした。刑事訴追機関から証言を求められる場合に、発言が許されますが、これは尋問に答える限度でしか話すことができず、意見にわたる発言は制限されました。そして、警察や検察段階で、被害者として事情聴取を受け、思い出したくない出来事について思い出させられたのに、その後、事件がどのように処理されたか知らされることはなく、精神的にも傷つき落ち込むというような状況が続いていたと言われています。

また、償う資力のない加害者に傷つけられ、殺された被害者や遺族には、国家から何らの手当もされていませんでした。そこで、被害の補償については、犯罪被害者給付のための法整備がされましたが、それだけでは被害者には不十分であることから、刑事手続における被害者配慮制度が定められ、少年審判手続においても被害者配慮制度が設けられたのです。

【被害者への配慮のための制度】

① 被害者等による記録の閲覧及び謄写（少年法5条の2）

少年保護事件の記録については、被害者等が損害賠償請求訴訟を提起する場合に、事件記録の利用を希望することがあり、このような必要性は、少年審判の終局決定の確定前後にかかわらず生じ得るものであって、少年の健全な育成等を害さない範囲でこれを認めることが相当です。

この点、被害者等は、改正前の少年審判規則7条1項により、家庭裁判所の許可を受けた場合には、保護事件記録の閲覧及び謄写が認められていましたが、審判係属中の場合も含めて被害者等による記録の閲覧及び謄写を法律に明記することにより、被害者等が閲覧及び謄写をより希望しやすくなるとともに、法の趣旨を踏まえた被害者等に対する配慮の徹底をしました。

② 被害者等の申出による意見の聴取（法9条の2）

被害者等が被害に関する心情その他の事件に関する意見を述べたいとの希望を持つことから、そのような場合には、裁判官又は家庭裁判所調査官において、その意見を聴取することと定められました。

これにより審判が被害者等の心情や意見をも踏まえた上でされることがより明確となって、少年審判に対する被害者や国民の信頼を確保することとなり、また、少年に対して被害者等の心情や意見をより具体的に認識させることも可能となり、少年の反省を深めさせるとともに、その更生にも資することになると考えられます。

③ 被害者等に対する審判結果等の通知（法31条の2）

少年事件においては、その審判が刑事裁判とは異なり非公開とされていることなどから、被害者等が審判の結果について十分な情報を得ることができないと指摘されています。そこで、少年法の目的である少年の健全育成の観点を踏まえつつも、事件の内容やその処分結果等を知りたいという被害者等の正当な要求に対して、一定の配慮をすることが必要であると考えられたことから、家庭裁判所が少年審判の結果等を通知する制度を導入することとなりました。

【被害者配慮規定に関する運用上の課題など】

① 犯罪被害者基本計画による施策の要請

犯罪被害者等基本法が平成16年12月8日に成立し、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。」（18条）と規定し、これを受けた犯罪被害者基本計画（平成17年12月27日閣議決定）では、被害者に対して 損害賠償の請求についての援助、安全確保、刑事に関する手続への参加の機会の拡充とそのための施策を講ずることを要請されています。さらに、少年保護事件に関しては、被害者の意見の聴取等各種制度を周知徹底することが盛り込まれ、法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度の周知に努めていくとされています。

② 被害者への制度の周知徹底がされていないという問題

被害者のための記録の閲覧・謄写，意見聴取，審判結果等の通知のいずれの手續も，被害者から申出があった場合に行うものとされています。しかしながら，これらの制度の存在を知っている被害者は稀であり，だれからも説明を受けないまま申出の機会を逃してしまうおそれがあります。これらの制度を被害者にとって実効性のあるものとするには，家庭裁判所の審判の開始前に，被害者に対し，制度の存在と利用方法を十分に説明し，申出をするかしないかを判断する機会を与えるべきです。そのためには，法務省において国民一般への周知に努めることはもちろん，事情聴取等の手續を通して，被害者に対し十分な説明を行うよう，検察官への周知に努めることも期待されます。

③ 家庭裁判所がこれらの制度の運用上考慮していることなど

<意見陳述について>

意見陳述は，審判終了までに行うという期間の制限があることから，身柄事件では，4週間の観護措置期間内に審判期日が指定されるので，その期間内に被害者が事件が送致されたことを知って意見陳述の申出をしなければなりません。そのため期間が非常に短いという問題があります。

被害者側の事情にも問題があります。被害者死亡等の重大事件では，被害者側が被害を受け入れるまでに相当な時間を要することから，4週間という短期間では，被害者側が外部に向かって意見を表明する気持ちになるのは困難であるため，この制度を使いにくいと思われます。

意見陳述の方法は，少年審判では，審判期日，期日外のどちらでも可能であり，また，裁判官と家庭裁判所調査官のどちらに対してもできますので，被害者がいずれかを希望することになっています。被害者が少年の前で陳述する場合には，少年側や被害者側の動揺が激しくなることが予想されるときには，少年には付添人，被害者には付き添いを考える配慮が必要です。

少年事件は共犯が多いのですが，少年審判は個別審理が原則であるからといって，共犯事件の場合に，被害者が少年ごとに審判に出廷して陳述をするのは大変です。その場合には，被害者に苦痛を与えないように意見陳述を1回で終了できるように手續を工夫する必要があります。

<記録の閲覧・謄写について>

当庁で開催した少年実務研究会の講師をされた被害者支援委員会の弁護士は，「代理人弁護士でなく被害者や遺族本人の申請の場合には，解剖写真等が添付されている書類は開示するのは適切ではない」と指摘されましたが，被害者等に閲覧を許可する記録の範囲には細かい配慮が必要です。

審判結果通知等について

審判書の中で，少年のプライバシーに配慮する必要がある箇所を除いて決定要旨を通知していますが，被害者側は少年の生い立ちや障害等も知り得ないと処分には納得できないということもあろうかと思いますので，慎重に要旨を作成しています。

④ 被害者配慮制度等の情報の告知

一般的には、関係機関や当事者にパンフレット配布するなどの広報活動を行っています。具体的には、家庭裁判所調査官による被害者調査の際に、資料を渡して制度を告知しています。警察や検察庁は、被害者通知制度により制度を告知することが要請されていますが、現状では、被害者にはこの制度があまり知られていないようです。

そこで、横浜家庭裁判所としては、一定の事件については、事件受理時に、被害者に対して、当該少年事件を受理したという「受理通知」と被害者配慮制度の案内文書等を送付し、必要な情報を積極的に伝える手続を行うことを考えています。家庭裁判所の扱う事件全部について通知するまでの必要はないと考えられるので、どのような事件について行うか、事件の範囲や通知の方法等を検討しています。

また、通知するにあたっては、被害者が裁判所から通知を受けることにより二次被害に遭うことがないかどうか、例えば、事件を忘れようとしていたのに思い出させられる、性被害事件などでは家人に知られると困るなど、問題がないとは言えませんので、慎重に検討しています。

(別紙第2)

【被害者調査の目的】

被害者調査は以前から行われていましたが、平成12年の少年法改正前は、交通事故の被害者、遺族、窃盗等の財産犯の被害者に対する書面照会が主でした。少年法改正を契機にして、いわゆる重大事件について被害者、遺族の声を家庭裁判所がきちんと受けとめることが求められるようになり、被害者調査に関する研究、実践が盛んに行われるようになりました。被害者の方に直接お会いして話を聞きますと、少年の認識とは大きく異なり、被害の実態がはるかに深刻であることを知ることが多くなりました。例えば、ひったくりの被害者の場合、被害は現金だけではなく、お金では買えない大切な物が含まれていたり、安心して外出することができなくなったり、時には、家族から被害に遭うような行動をしたことを責められたりすることもあり、被害者の方から直接話を聞かなければわからない被害の実態が浮き彫りになってきます。非行は富士山を見るときと同じで、少年の側から見るだけではなく被害者の側からも見て、初めてその正確な姿がわかると言えます。

このようにして、被害の実態、被害者感情も含めて非行についての理解を深めることは少年に対して適正な処分を決定するために必要不可欠であり、さらに、被害者調査の結果を少年に伝えることにより少年に非行の責任をより強く自覚させ、内省を深めさせることができます。

【被害者調査の悩み】

① 対象事件の選択

調査は、被害者の方が希望する意見陳述とは異なり、家庭裁判所が少年の更生のために被害者の協力を求めるという性格のものであり、被害者が調査を歓迎するとは限らないところに悩みがあります。少年事件の審理期間は成人の刑事事件に比べて短いため、被害者が死亡した事件では、事件直後の「喪」に服している期間に調査の呼びかけをすることになり、調査にためらいを感じる場合があります。

横浜家庭裁判所では、主として重大事件を対象としていますが、今後は対象事件の範囲をどこまで拡大していくかが課題となっています。

② 二次被害

性犯罪の被害者に対しては特に慎重な配慮が必要です。また、被害者が死亡した事件では、遺族が少年を極刑にしてほしいと苛烈な被害者感情を露わにしたときにどのように対処したらよいか悩みます。安易な同情はかえって遺族の気持ちを傷つけることがあるからです。

③ 損害賠償

少年、保護者に対して被害の回復を勧めています、あくまでも、謝罪、弁償をすることに教育的な効果があると考えからです。ところが、被害者から家庭裁判所に対して被害弁償の仲介役を期待されることがあり、家庭裁判所の立場を説明してもなかなか了解してもらえないことがあります。

④ 少年に関する情報の開示

氏名，住所，事件についての供述内容等については，記録の閲覧，謄写の手続を教示することになりますが，反省の程度等微妙な質問に対しては，あらかじめ裁判官と協議した上で，家庭裁判所調査官の主観（評価，判断）を交えず，少年はこうに言っているとか，このような行動をしている等，客観性が担保される説明にとどめるように心がけています。

【横浜家庭裁判所における取組状況】

横浜家庭裁判所では，強盗致死，傷害致死，強姦致傷，強制わいせつ致傷，強制わいせつ等の被害の重大な事件を対象として，被害者本人，遺族の方に面接による調査を連絡しておりますが，事件直後に面接に応じていただける方はそれほど多くはありません。全く反応がなかったり，書面で回答を寄せられることの方が多くありますが，被害者，遺族の方に面接による調査を実施してきた経験に基づいて説明いたします。

【被害者調査の実際】

① 調査方法

ア 共同調査による実施

可能な限り，複数の家庭裁判所調査官で担当しています。調査内容の客観性をより高めたり，被害者の方の感情をしっかりと受けとめる効果があります。また，性非行を担当している家庭裁判所調査官が男性である場合，女性家庭裁判所調査官との共同調査により，女性の家庭裁判所調査官が被害者調査を担当することができます。

イ 連絡方法

最初の連絡は書面で行っています。電話では，被害者の方の心の準備がないままに対応をしなければならないこと，事情を知らない同居家族の方が対応する可能性があること等の不都合が生じやすいと考えるからです。

ウ 被害者の意思の尊重

面接調査に応ずるか否かは被害者の方の意思にゆだねています。面接調査を希望される方には電話をかけてもらって調査日時の打合せをしています。面接調査を希望されない場合には，書面による回答をお願いしていますが，強制はしていません。

② 調査結果の活用

調査結果はそのまま正確に裁判官に報告していますが，それ以外に，少年に説明して，被害者の方にどのような被害を与えたか，償いのためにどうしたらよいか等について考えさせています。ただし，被害者の方のなかには，少年に対する怒り，処罰感情を少年に伝えてほしいと望む方もおられれば，少年の逆恨みや報復を恐れて，被害者感情を伝えることを望まない方もおられますので，被害者の方の意思に反しないように少年への伝え方をいろいろ工夫しています。

③ 二次被害を防ぐための配慮

ア 連絡書面の形式，内容

裁判所用語ではなく，平易な日常用語を使用したり，丁寧な表現を心がける等，細心の配

慮をしています。また、封筒の差出人欄は家庭裁判所の所在地、電話番号、担当家庭裁判所調査官の氏名にとどめて、家庭裁判所であることがわからないようにしたり、回答用の封筒には返信用切手を貼付しています。

イ 来庁時の配慮

被害者の方が家庭裁判所に入った瞬間から戸惑うことがないように、あらかじめ担当家庭裁判所調査官が待機して直接出迎えます。面接室に案内した後、面接を始めるまでのおよその時間を伝えたり、時には、湯茶を出したりして、被害者の方の緊張感を少しでも和らげるように努めています。また、面接調査終了後は玄関まで付き添って見送りをしています。

ウ 面接中の配慮

調査への協力についてのお礼、被害についてのお見舞い、お悔やみを述べた後、家庭裁判所の手続き、調査の目的をわかりやすく説明して、面接の導入を図っています。

面接中には様々な場面が展開しますので、場面に応じた対応が求められますが、基本的な態度としては、被害者の自発的な話に沿って聴き、途中で話を中断したくなったらいつでも中断していただいてもよいというメッセージを繰り返し伝えるようにしています。